

雇い入れ時の健康診断、いつまでに行えばよいか？

労働安全衛生規則第43条に

「常時使用する労働者を雇い入れるときは、健康診断を行わなければならない」と規定されていますが、「雇い入れるとき」の時期的範囲は示されていません。

*雇い入れ日前の健診実施について

安衛則第43条に「雇い入れられる者が、3か月以内の健診結果を提出した場合は、相当する健診項目の検査は不要」とされていますので、雇い入れ日前の3か月以内に実施と解釈されます。

*雇い入れ日以降の健診実施について

安衛則第43条の解釈例規に「雇い入れた際における適正配置，入職後の健康管理の基礎資料に資するため」とされていることを考慮した場合、雇い入れた者の配属先を決める前に実施することが望ましいでしょう。

入社即配属の場合は入社日前に実施することになります。

(参考資料 安衛法便覧)